

## 企画提案仕様書

### 1 委託事業名

おきなわ農産物流通拡大推進事業

### 2 事業期間

令和6年度～令和8年度

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

※ 契約は年度ごとに締結するものとする。

### 3 事業目的

本県の農業は亜熱帯気候を活用したトロピカルフルーツや、冬場の温暖な気候を活用した冬春季野菜、花き類等が盛んに生産されている。一方、島嶼県であるため農地が狭小で散在しており、小規模な生産単位となっている。また首都圏等の消費地から離れているという地理的不利性を抱え、生産・流通面から高コストとなっている。そのため生産者の所得向上のためには農産物の高付加価値化や価値の創造を図る必要がある。

本事業では本県農産物のブランド力の強化を目的とした販売戦略の構築、各取組を実施し、価値の創造、高付加価値化を図る。

### 4 実施要件

(1) 本事業の実施に当たっては、発注者の指示に基づき沖縄県東京事務所や他部署、他団体等の実施する関連事業等に関して情報収集を行い、効果的な連携を図ること。

### 5 委託業務内容

次の(1)から(5)に掲げる項目を実施すること。また、業務期間中(令和6年度～令和8年度)中における各年度ごとの取組内容(計画)及び年度別の概算費用を提示すること。ただし、2年目、3年目の契約をあらかじめ約束するものではない。

#### (1) 戦略品目であるパインアップルを軸とした販売戦略の再構築

令和3年度から令和5年度に実施した「農産物における戦略品目を核としたおきなわブランド推進事業」委託業務において選定されたパインアップルを含む3品目(パインアップル+他2品目)を選定(以下、「選定品目」と呼ぶ。)し提案すること。

## (2) おきなわ農産物の販売戦略の実証

- ① 過年度の調査分析や市場環境の変化(アフターコロナ)等を踏まえ、「おきなわブランド戦略」に沿った販売戦略の再構築のためにテストマーケティング・プロモーション等を、東京・大阪を中心とした県外主要都市の量販店・百貨店等において行い、認知度向上・販路開拓を実施すること。

- ・ 県外主要都市の量販店・百貨店等：12件以上実施

### < 内 訳 >

- ・ パインアップル（ゴールドバレル、サンドルチェ、ポゴール、N67-10、ソフトタッチ、加工品）
- ・ 他2品目

- ②おきなわブランドを推進する手法として、効果的な販促ツール（ポスター、POP、パンフレット等）を作成し、上記①に併せたデジタルプロモーション（SNS、現地ブロガー、ライブコマース）、新聞、テレビ、ラジオ等を活用するなど、県外主要都市の一般消費者に向けた効果的・効率的な情報発信を実施すること。

- (3) 今回の事業で取り扱う農産物の認知度について、全国および沖縄県内の消費者に対しインターネット調査を実施する。

- (4) その他本事業を実施するにあたり有効と思われる企画提案  
上記の他、本事業実施にあたり有効と思われる企画を提案すること。

## (5) 効果検証

外部専門家および沖縄県にて構成する事業推進委員会を設置し、事業報告、事業の評価・分析を行い、本事業を実施することによって得られた効果を検証すること。また、それにより得られた現状や課題等を整理・分析し、より効果的・効率的なブランディング・販売戦略を提言すること。

## 6 事業報告書の提出

- (1) 委託事業終了の日までに印刷製本された概要版（A4版）と事業報告書（A4版）を各10部提出すること。
- (2) 上記報告書を記録した電子記録媒体を2部提出すること。

## 7 予算額

### (1) 委託上限額

提案にあたっては、総額11,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

①直接人件費

- ・人件費

②直接経費

- ・旅費
- ・報償費（有識者・委員謝金等）
- ・消耗品費
- ・印刷製本費（チラシ、報告書等）
- ・通信運搬費（輸送経費等）
- ・広告料
- ・再委託費
- ・使用料（機器賃借料等）
- ・一般管理費（人件費＋事業費－再委託費の10%以内）
- ・消費税（10%で見積もること）

※それぞれ、単価、回数、人数等積算内容が分かるようにすること。上記の一般管理費の計算における再委託費は、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。（請負契約の例：パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

8 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

9 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約額の50%を超える業務、又は委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

- ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- イ 原稿・データの入力及び集計
- ウ イベント実施に係る荷物の輸送
- エ イベント実施に付随する会場設営、参加者案内等の運營業務
- オ 商談・販促ツール（ポスター、POP、パンフレット、コンテンツ等）の制作

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

10 その他の留意事項

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 事業の進捗について、毎翌月 10 日までに県に報告すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、「おきなわブランド戦略（令和 6 年 3 月公表）」との整合を図ること。
- (4) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (6) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (7) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。